

大平書翰、金書翰等の比較

		大平書翰(日本側最終提案)	金 書 翰	外務省修正提案(第2次)	大蔵省修正案 (第1案)	大蔵省修正案 (第2案)
無償 経済 協力	○金額 ○供与期間及び 年供与額 ○供与内容 ○繰上供与	○3億ドル ○10年間、年3千万ドル ○生産物及び役務 ○財政事情によつては、双方合意の上繰上げ実施をすることができる。		(○財政事情によつては、双方合意の上繰上げ実施をすることができる。) ○ $\frac{0}{A}$ 債権支払分減額の結果韓国の5ヶ年計画遂行に支障を来たす場合は、毎年(3年間)繰上分を含め25百万ドルを限度として繰上げ供与を実施することができる。	外務省修正提案(第2次)に同じ。	大平書翰に全じ。
有償 経済 協力	○金額 ○供与期間 ○年供与額 ○供与内容 ○償還条件 ○繰上供与	○2億ドル ○10年間 ○年利率3.5% ○7年据置后13年(計20年) ○ $\frac{0}{A}$ 債権支払分減額の結果、韓国の5ヶ年計画に支障を来たす場合は、繰上げ実施を考慮する。	○7年据置后20年(計27年)	○2千万ドル ○生産物及び役務 ○7年据置后13年(計20年) ○無償経済協力の繰上げ供与を実施する場合は、有償の繰上げを実施しない。		大平書翰に同じ。 ただし、 ①繰上供与は、これを行なわないこととし、 ②年供与額及び供与内容は、外務省修正提案のとおり大平書翰の修正を行なうこととする。
$\frac{0}{A}$ 債権	○支払方法 ○支払期間	○無償経済協力から減額 ○3年間	○無償経済協力の毎年供与額から10年間で均等に差し引く。	○3年間		金書翰に同じ。
コマーシャル・ベースの通常の借款		韓国側が国内対策上必要であれば、1億ドル以上という表現を用いても差支えない。	最も有利な条件で1億ドル以上という表現でその下限を定めなければならない。			